

はじめに

ナノテクノロジー、ライフサイエンスなど先端分野では、世界的に見ると学術研究を担う大学等の公的な研究機関がしばしば重要な上流発明の担い手であり、その商業化においては、大学からのライセンスによる技術移転とともに、産学連携による研究開発が重要な役割を果たしている。このような分野の研究開発の成果は学術的な価値に加えて、リサーチ・ツールなど下流分野の研究に幅広い応用性がある発明としての価値を持っている場合も多い。また、上流発明の開発には多くの場合公的資金が利用されていると同時に、商業化研究には追加的な民間のリスク投資が必要であることも多い。このような特性を考慮しつつ、発明の創造と利用を促す効果的な制度のあり方の研究が重要になっている。

特に、大学と企業間の産学連携研究などの共同研究において、共同研究の研究成果をどのように管理するべきかが、現在重要な課題になっている。『知的財産推進計画 2006』（2006年6月8日、知的財産戦略本部）においても、「共同研究・受託研究のルールを明確化する」、「共同契約の柔軟性と迅速性を確保する」こと、またその一環として「共同研究や委託研究を円滑に推進し、研究成果の有効な活用が図られるよう、2006年度中に、共有に係る特許について定めた特許法第73条の運用実態を含め、共有特許のライセンスの現状や課題について調査する。」などが指摘されている。これに関連して特許の共有制度の在り方の検討が重要な課題となっている。

本研究は、上流分野の重要特許の構造的な特徴、日米における産学連携契約の実態分析などを踏まえて、共有にかかる特許権の在り方を一つのフォーカスにしつつ、上流発明の効果的な創造と移転の在り方に関して研究を行っている。本報告書の第1部では、ナノテクノロジー、ライフサイエンスなど上流分野の約560の重要発明を対象に、発明者等の構造的な特徴を、統計的な手法で分析している。日米欧における重要発明における共同発明の頻度、共同発明が共有される頻度、共有される発明の質の評価が研究の焦点である。またこうした分析の特許共有への含意も検討している。第2部では、日米における産学連携契約の分析を行っている。日本の大学等と研究開発独立行政法人を対象に行った、上流研究からの発明の現状と知的財産権の取り扱いに関する包括的な調査結果を報告するとともに、米国のライフサイエンス分野における共同研究開発契約書の分析結果を報告している。第3部では、米国における動向の分析を踏まえた上流技術の特許保護の範囲の在り方、日本の産業界から見たライフサイエンス分野の産学連携と知的財産の在り方、及び共同発明及び特許権の共有に関連する法的諸問題を検討している。本研究の遂行に当っては多くの方のお世話になった。ここにお名前を記し感謝し

たい。秋元 浩(武田薬品工業 常務取締役)、高柳 昌生(三菱ウェルファーマ知的財産部 知的財産エグゼクティブ)、小関 知彦(凸版印刷法務本部 法務部長)、小田切 宏之(一橋大学大学院経済学研究科教授)、シヨン・オコナー(ワシントン大学ロースクール 準教授/先端知的財産研究センター副センター長)、隅藏 康一(政策研究大学院大学 助教授)、ハンス・ヴェルナー・ゴッティンガー(一橋大学イノベーション研究センター 客員教授/マーストリヒト大学 教授)、大湾 秀雄(青山学院大学大学院国際マネジメント研究科 教授)、平嶋 竜太(筑波大学大学院ビジネス科学研究科 助教授)、齊籐 真由美(特許庁特許審査第三部生命工学/審査調査室 審査官)、山本 貴史(東京大学 TLO 代表取締役社長)、戸田 裕二(日立技術情報サービス社長)、丸山 瑛一(独立行政法人理化学研究所知的財産戦略センター センター長)、泉川 達也(田辺製薬、研究本部知的財産部)の各氏には、国際シンポジウムあるいは研究会での講演あるいは討論にご参加を頂き、研究への多くの貴重な示唆を頂いた。イノベーション研究センターの事務室及び研究支援室には国際シンポジウム及び研究会・委員会の実行等で大変お世話になった。

本研究は、特許庁研究事業「大学における知的財産権研究プロジェクト」に採択されたものであり、特許庁及び財団法人知的財産研究所には研究の遂行への便宜を図って頂いたことに感謝を申し上げたい。本研究プロジェクトに携わった者を代表して、ここに感謝の意を表すものである。

平成 19 年 3 月

上流発明の効果的な創造と移転の在り方に関する研究会を代表して

一橋大学 イノベーション研究センター長・教授
長岡 貞男